

## 直ちに会社は団体交渉を開催するべきだ

### 17春闘で確認した、3つの労使の合意事項

- ①一律定額のベアの実施
- ②所定昇給額による手法にこだわらない
- ③職責に応じた処遇は手当でおこなうこと

申13号交渉は、3つの労使の合意事項を基に議論をスタートするはずが、会社回答は、これまでの議論経過を否定し、労使の紛争状態はさらに悪化!

**2月16日、JR東労組本部はJR東日本会社に闘申1号で、以下の5項目の要求を申し入れています!**

- ① 18春闘及びそれ以降のベアのあり方について、17春闘での3点の労使合意事項を出発点とし、議事録確認を形骸化しないこと。
- ② 18春闘におけるベースアップは「全組合員一律定額ベア」を実施すること。
- ③ ベースアップを実施する場合、「所定昇給額」を算出基礎としないこと。
- ④ 定額ベア以外に基本給部分の引き上げの必要性が生じた場合は、労使双方が発信し、管理手当等増額時の考え方に基づき、別途議論を行い、誰もが公平感を持てるような手法で実施すること。
- ⑤ 今日まで労使紛争を長引かせてしまった根本原因は、2012年4月に実施した「人事・賃金制度」導入時にベアのあり方について一切議論をおこなってこなかったからである。したがって、労使双方が反省し、改めて「労使共同宣言」に則り議論をつくり出し、労使紛争に幕を閉じること。

これが東労組の要求だ!

**緊急申し入れを行いました。まだ団体交渉は開催されていません。会社は直ちに団体交渉を開催し、労使の紛争状態の解消に努めるべきだ!**